

# 新型コロナウイルス感染拡大防止のための 登園自粛要請について

市内認可外保育所

ご利用の保護者の皆様へ

新型コロナウイルス感染拡大を受け、沖縄県が緊急事態宣言に伴う措置の強化として、県立学校等の臨時休校(6/7～6/20)の実施が決定されました。また、市町村においては、小中学校の休校や保育施設を利用する保護者に対する登園自粛の協力依頼、又は臨時休園等の対応が求められました。

本市としても、感染拡大防止策の一層の強化を図る必要があることから、下記の期間において登園自粛を要請する事と致しました。(令和3年5月24日付け「新型コロナウイルス感染症にかかる「沖縄県緊急事態宣言」に伴う保育施設等の対応について」通知は、本通知を以て廃止します。)

## 【登園自粛要請期間】 令和3年6月7日(月)～6月20日(日)

登園自粛要請期間の特例措置として、保育料については、ご利用の認可外保育施設が登園自粛した世帯の保育料の減免を行った場合、保護者に代わり市が施設へ減免相当額の保育料を補助し、保護者の皆様の負担軽減と施設の継続的運営の確保を図ります。

なお、保育所等の対応については、「保護者が働いており、家に1人であることができない年齢の子どもが利用するものであることから、感染の予防に留意した上で、原則として開所」との政府方針に基づき、引き続き開所して参ります。

特に保護者の中には、医療従事者等、社会生活の維持に必要なサービスに従事する等、仕事を休むことが困難な保護者がいらっしゃることから、原則として開所とするものです。

保護者の皆様には、大変ご不便をおかけしますが、新型コロナウイルス感染拡大が続く社会状況をご理解いただき、登園自粛へご協力を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

令和3年6月4日

豊見城市長 山川 仁